

質問票への回答の別添

問5

【別添1】政府認定拉致被害者数

政府認定拉致被害者数
(性別, 年齢, 国籍別)

年齢 (失踪時)	性別		国籍
	男	女	
13		1	日本
19		1	日本
20	1		日本
22	1	2	日本
23	2	2	日本
24		1	日本
26	1		日本
28	1		日本
29		1	日本
43	1		日本
46		1	日本
52	1		日本
計	8	9	

問8

【別添2】強制失踪にあたり得る各犯罪の法定刑の下限及び上限

罪名	下限	上限

逮捕及び監禁（刑法第220条）	懲役3月	懲役7年
逮捕等致死傷（刑法第221条）		
逮捕監禁致傷罪	懲役3月	懲役15年
逮捕監禁致死罪	懲役3年	懲役20年
略取及び誘拐（刑法第224条～第227条）		
未成年者略取及び誘拐（刑法第224条）	懲役3月	懲役7年
営利目的等略取及び誘拐（刑法第225条）	懲役1年	懲役10年
身の代金目的略取等（刑法第225条の2）	懲役3年	無期懲役
所在国外移送目的略取及び誘拐（刑法第226条）	懲役2年	懲役20年
人身売買（刑法第226条の2）		
人身買い受け	懲役3月	懲役5年
未成年者買い受け	懲役3月	懲役7年
営利人買い受け・売り渡し	懲役1年	懲役10年
所在国外移送人身売買	懲役2年	懲役20年
被略取者引渡し等（刑法第227条）		
営利拐取等幫助目的被拐取者引渡し	懲役3月	懲役5年
身の代金拐取幫助目的被拐取者引渡し	懲役1年	懲役10年
営利被拐取者引渡し	懲役6月	懲役7年
身の代金被拐取者收受・收受者身の代金取得	懲役2年	懲役20年
犯人蔵匿・隠避（刑法第103条）	罰金1万円 懲役1月	罰金30万円 懲役3年
証拠隠滅等（刑法第104条）	罰金1万円 懲役1月	罰金30万円 懲役3年
虚偽公文書行使等（刑法第158条）		
偽造詔書行使	懲役3年	無期懲役

偽造有印公文書行使・虚偽有印公文書行使	懲役1年	懲役10年
偽造無印公文書行使・虚偽無印公文書行使	罰金1万円 懲役1月	罰金20万円 懲役3年
不実記載公正証書原本行使等	罰金1万円 懲役1月	罰金50万円 懲役5年
不実記載免状等行使	罰金1万円 懲役1月	罰金20万円 懲役1年
公務員職権濫用（刑法第193条）	懲役・禁錮1月	懲役・禁錮2年
特別公務員職権濫用（刑法第194条）	懲役・禁錮6月	懲役・禁錮10年
特別公務員職権濫用等致死傷（刑法第196条）		
特別公務員職権濫用致傷	懲役6月	懲役15年
特別公務員職権濫用致死	懲役3年	懲役20年
組織的な逮捕及び監禁（組織的犯罪処罰法第3条第1項第8号，刑法第220条）	懲役3月	懲役10年
組織的な身の代金目的略取等（組織的犯罪処罰法第3条第1項第10号，刑法第225条の2）	懲役5年	無期懲役

問9

【別添3】既済となった被疑事件の被疑者人員数と告訴数

罪名	年	総数	検察官に告訴	司法警察員に告訴
逮捕・監禁 （刑法第220条，第221条）	2012	464	37	29
	2013	445	22	16
	2014	461	26	7
	2015	528	46	45
	2016	482	24	10
略取・誘拐・人身売買 （刑法第224条・第225条，第226条～第227条第1項・第3項）	2012	205	1	55
	2013	196	2	43
	2014	222	3	36
	2015	201	0	31
	2016	211	24	10
身の代金略取・誘拐 （刑法第225条の2，第	2012	2	0	0
	2013	10	0	0

227条第2項・第4項, 第228条の3)	2014	1	0	0
	2015	14	0	0
	2016	9	4	0
犯人蔵匿・証拠隠滅 (刑法第103条, 第104条, 第105条の2)(前提となる犯罪は強制失踪行為に関するものに限らない)	2012	872	91	9
	2013	951	96	19
	2014	896	113	24
	2015	755	45	4
	2016	849	88	13
偽造公文書行使 (刑法第158条, 第161条の2第3項)(前提となる犯罪は強制失踪行為に関するものに限らない)	2012	385	23	7
	2013	272	2	7
	2014	337	7	10
	2015	323	63	16
	2016	313	6	7
職権濫用 (刑法第193条～第196条)	2012	947	745	35
	2013	962	663	83
	2014	868	695	56
	2015	858	686	78
	2016	1317	1146	87

問11

【別添4】刑法(第60条～第62条)

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(教唆)

第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

(幫助)

第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

問12

【別添5】公訴時効

1. 刑事訴訟法第250条による規定

- ① 人を死亡させた罪であって死刑に当たるもの：公訴時効なし
- ② 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの(死刑に当たるものを除く)
- 無期懲役・禁錮に当たる罪：30年

- 長期20年の懲役・禁錮に当たる罪：20年
- それ以外の罪：10年
- ③ その他の罪
 - 死刑に当たる罪：25年
 - 無期懲役・禁錮に当たる罪：15年
 - 長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪：10年
 - 長期15年未満の懲役・禁錮に当たる罪：7年
 - 長期10年未満の懲役・禁錮に当たる罪：5年
 - 長期5年未満の懲役・禁錮又は罰金に当たる罪：3年
 - 拘留・科料に当たる罪：1年

2. 問7への回答の犯罪の公訴時効は以下のとおり。

- ① 逮捕及び監禁（刑法第220条）：5年
- ② 逮捕等致死傷（刑法第221条）：10年（致傷），20年（致死）
- ③ 略取及び誘拐（刑法第224条～第227条）
 - 未成年者略取及び誘拐（刑法第224条）：5年
 - 営利目的等略取及び誘拐（刑法第225条）：7年
 - 身の代金目的略取等（刑法第225条の2）：15年
 - 所在国外移送目的略取及び誘拐（刑法第226条）：10年
 - 所在国外移送人身売買（刑法第226条の2第5項）：10年
 - 身の代金拐取幫助目的被拐取者引渡し（刑法第227条2項）：7年
- ④ 犯人蔵匿・隠避（刑法第103条）：3年
- ⑤ 証拠隠滅等（刑法第104条）：3年
- ⑥ 虚偽公文書行使等（刑法第158条）：3年，5年，7年，15年（文書等による）
- ⑦ 公務員職権濫用（刑法第193条）：3年
- ⑧ 特別公務員職権濫用（刑法第194条）：7年
- ⑨ 特別公務員職権濫用等致死傷（刑法第196条）：10年（致傷），20年（致死）
- ⑩ 組織的な逮捕及び監禁（組織的犯罪処罰法第3条第1項第8号，刑法第220条）：7年
- ⑪ 組織的な身の代金目的略取等（組織的犯罪処罰法第3条第1項第10号，刑法第225条の2）：15年

3. なお，強制失踪の被害者（失踪者）を故意に殺害した場合には殺人罪（刑法199条）が適用され，殺意なく暴行を加えて死亡させた場合には傷害致死罪（刑法205条）が適用される。この場合，殺人罪の公訴時効はなく，傷害致死罪の公訴時効は20年である。

【別添6】刑事訴訟法（第254条）

第二百五十四条 時効は，当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し，管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

2 共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

問13

【別添7】刑法（第3条，第3条の2，第4条，第4条の2）

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 第百八条（現住建造物等放火）及び第百九条第一項（非現住建造物等放火）の罪，これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪

二 第百十九条（現住建造物等浸害）の罪

三 第百五十九条から第百六十一条まで（私文書偽造等，虚偽診断書等作成，偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第百六十一条の二の罪

四 第百六十七条（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪

五 第百七十六条から第百八十一条まで（強制わいせつ，強制性交等，準強制わいせつ及び準強制性交等，監護者わいせつ及び監護者性交等，未遂罪，強制わいせつ等致死傷）及び第百八十四条（重婚）の罪

六 第百九十八条（贈賄）の罪

七 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪

八 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪

九 第二百四条から第二百六条まで（業務上墮胎及び同致死傷，不同意墮胎，不同意墮胎致死傷）の罪

十 第二百八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百九条（遺棄等致死傷）の罪

十一 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪

十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐，営利目的等略取及び誘拐，身の代金目的略取等，所在国外移送目的略取及び誘拐，人身売買，被略取者等所在国外移送，被略取者引渡し等，未遂罪）の罪

十三 第二百三十条（名誉毀損）の罪

十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗，不動産侵奪，強盗），第二百三十八条から第二百四十条まで（事後強盗，昏（こん）酔強盗，強盗致死傷），第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三条（未遂罪）の罪

十五 第二百四十六条から第二百五条まで（詐欺，電子計算機使用詐欺，背任，準詐欺，恐喝，未遂罪）の罪

十六 第二百五三条（業務上横領）の罪

十七 第二百五十六条第二項（盗品譲受け等）の罪

（国民以外の者の国外犯）

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第七十六條から第八十一條まで（強制わいせつ，強制性交等，準強制わいせつ及び準強制性交等，監護者わいせつ及び監護者性交等，未遂罪，強制わいせつ等致死傷）の罪

二 第九十九條（殺人）の罪及びその未遂罪

三 第二百四條（傷害）及び第二百五條（傷害致死）の罪

四 第二百二十條（逮捕及び監禁）及び第二百二十一條（逮捕等致死傷）の罪

五 第二百二十四條から第二百二十八條まで（未成年者略取及び誘拐，營利目的等略取及び誘拐，身の代金目的略取等，所在国外移送目的略取及び誘拐，人身売買，被略取者等所在国外移送，被略取者引渡し等，未遂罪）の罪

六 第二百三十六條（強盜），第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盜，昏醉強盜，強盜致死傷）並びに第二百四十一條第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）の罪並びにこれらの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 第一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪

二 第五十六條（虚偽公文書作成等）の罪

三 第九十三條（公務員職権濫用），第九十五條第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七條から第九十七條の四まで（収賄，受託収賄及び事前収賄，第三者供賄，加重収賄及び事後収賄，あっせん収賄）の罪並びに第九十五條第二項の罪に係る第九十六條（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

（条約による国外犯）

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか，この法律は，日本国外において，第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

【別添 8】自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第96條 自衛官のうち，部内の秩序維持の職務に専従する者は，政令で定めるところにより，次の各号に掲げる犯罪については，政令で定めるものを除き，刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部，陸上幕僚監部，海上幕僚監部，航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生，訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶，庁舎，営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し，又は使用する施設又は物に対する犯罪

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡查とする。

3 警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。

【別添9】刑事訴訟法（第247条）

第247条

公訴は、検察官がこれを行う。

問15

【別添10】行方不明者発見活動に関する規則

（行方不明者届の受理）

第六条 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理するものとする。

一 行方不明者の親権を行う者又は後見人（後見人が法人の場合においては、当該法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者）

二 行方不明者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族

三 行方不明者を現に監護する者

四 福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者

五 前各号に掲げる者のほか、行方不明者の同居者、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者

2 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者が遠隔の地に居住していることその他の事情により前項の警察署長に対し行方不明者届をすることが困難であると認めるときは、前項各号に掲げる者から行方不明者届を受理することができる。

3 行方不明者届は、別記様式の行方不明者届出書により受理するものとする。

（平二四公安規一・一部改正）

問18

【別添11】他国から司法上の相互援助の要請を受けた場合に関する国内法令

1. 国際捜査共助法

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共助をすることはできない。

一 共助犯罪が政治犯罪であるとき、又は共助の要請が政治犯罪について捜査する目的で行われたものと認められるとき。

二 条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 証人尋問又は証拠物の提供に係る要請については、条約に別段の定めがある場合を除き、その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面がないとき。

2. 外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法*

外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法は、裁判所が外国裁判所の囑託により民事・刑事の訴訟事件に関する書類の送達・証拠調べについて法律上の補助を行うことについて規定しているところ、同法上、次の条件を具備する場合に補助を行うこととされている（第1条第2項）。

- ① 囑託が外交機関を経由したものであること。
- ② 書類送達の囑託については、送達を受けるべき者の特定に関する情報等、必要事項を記載した書面によること。
- ③ 証拠調べの囑託については、取調べを受けるべき者の特定に関する情報、取調べを要する事項等、必要事項を記載した書面（刑事については事件の要旨を記載した書面を添付したもの）によること。
- ④ 日本語で作成されていない囑託書・関係書類については、日本語の翻訳文を添付すること。
- ⑤ 囑託裁判所の所属国が受託事項の施行に要する費用の弁償を保証したこと。
- ⑥ 囑託裁判所の所属国が同一又は類似の事項について、日本の裁判所の囑託により法律上の補助をすることができるべきである旨の保証をしたこと。

問20 (a)

【別添12】武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(捕虜取扱法) (抄)

(利益保護国代表等による面会)

第八十条 捕虜収容所長は、被收容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、これを許可するものとする。この場合において、捕虜収容所の職員による立会いは、行わない。

- 一 利益保護国代表
- 二 指定赤十字国際機関の代表
- 三 被收容者の刑事事件における弁護士

2 捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

(その他の者との面会)

第八十一条 捕虜収容所長は、被收容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これ

を許可することができる。

2 前項の面会には、面会の相手方の用務の処理の目的に反しない限り、捕虜収容所の職員による立会いを行うものとする。

3 面会の立会いに当たる捕虜収容所の職員は、被收容者又は面会の相手方が面会の許可に係る用務の処理のために必要な範囲を明らかに逸脱する行為又は発言を行ったときは、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、面会の場所から被收容者又は面会の相手方を退出させることその他必要な処置をとることができる。

4 捕虜収容所長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(信書の内容による差止め等)

第八十六条 捕虜収容所長は、前条第一項の検査の結果、被收容者が発する信書又は受ける信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。

一 暗号の使用その他の理由によって、その内容が理解できないものであるとき。

二 その発信又は受信によって、我が国の防衛上支障を生ずるおそれがあるとき。

三 その発信又は受信によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

四 その発信又は受信によって、逃走その他被收容者の取扱いに際しての規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

五 被收容者の処遇その他被收容者の取扱いの状況に関し、明らかに虚偽の記述があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、被收容者が利益保護国又は指定赤十字国際機関との間で発受する信書であって、第三条約又は第一追加議定書の規定によるそれらの権限に属する事項を含むものについては、当該事項に係る部分の全部又は一部が同項第五号に該当することを理由としては、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができない。

3 第一項の規定にかかわらず、被收容者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び被收容者が弁護士との間で発受する信書であってその被收容者に係る弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、これらの事項に係る部分の全部又は一部が第一項第五号に該当することを理由としては、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができない。

4 第一項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であって第三条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代表、捕虜代表補助者、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体の権限に属する事項を含むものについては、その発信又は受信を差し止めることができない。

5 第一項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であって第三条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代表、捕虜代表補助者、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体の権限に属する事項を含むものについては、これらの事項に係る部分の全部又は一部が同項第五号に該当することを理由としては、その該当箇所を削除し、又は抹消することができない。

(被收容者が受ける電信等)

第八十八条 被收容者が受ける電信等については、被收容者が受ける信書とみなして、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条及び第八十六条の規定を適用する。

(防衛大臣等に対する苦情の申出)

第九十一条 (略)

2・3 (略)

4 捕虜收容所長は、被收容者が自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、捕虜代表又は利益保護国代表に対し連絡することを妨げてはならない。

問20 (b)

【別添13】連絡を取り、訪問を受けることの保障に関する主な国内法令

1. 刑事手続

刑事訴訟法第39条、第80条、第81条、第207条第1項

第三十九条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護士又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

2 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

3 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十一条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押さえることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押さえることはでき

ない。

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

2. 刑事施設の被収容者

刑事収容施設法第110条～第148条

第十一節 外部交通

第一款 受刑者についての留意事項

第一百条 この節の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第四百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二款 面会

第一目 受刑者

（面会の相手方）

第一百一条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第四百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 受刑者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会の立会い等）

第一百十二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができる。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時停止及び終了）

第百十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

ニ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

ホ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 刑事施設の長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(面会に関する制限)

第百十四条 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

第二目 未決拘禁者

(面会の相手方)

第百十五条 刑事施設の長は、未決拘禁者(受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。)に対し、他の者から面会の申出があったときは、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

(弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第百十六条 刑事施設の長は、その指名する職員に、未決拘禁者の弁護人等以外の者との面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画(次項において「立会い等」という。)をさせないことができる。

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、未決拘禁者の第百十二条各号に掲げる者との面会については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

(面会の一時的停止及び終了)

第百十七条 第百十三条(第一項第二号ホを除く。)の規定は、未決拘禁者の面会について準用す

る。この場合において、同項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護人等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。）」と、同項第二号二中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と読み替えるものとする。

（面会に関する制限）

第一百八条 未決拘禁者の弁護人等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。

2 前項の面会の相手方の人数は、三人以内とする。

3 刑事施設の長は、弁護人等から前二項の定めによらない面会の申出がある場合においても、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。

4 刑事施設の長は、第一項の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

5 第十四条の規定は、未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会について準用する。この場合において、同条第二項中「一月につき二回」とあるのは、「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

第一百十九条 第一百一十一条、第一百三十三条、第十四条、第十六条及び前条第一項から第四項までの規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会について準用する。この場合において、第一百一十一条第一項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第一百三十三条第一項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護人等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。）」と、同項第二号二中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、第十四条第一項中「面会に」とあるのは「面会（弁護人等との面会を除く。）に」と読み替えるものとする。

第四目 死刑確定者

（面会の相手方）

第二十条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、第四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 死刑確定者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会の立会い等）

第二十一条 刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち合わせ、又はそ

の面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

（面会の一時停止及び終了等）

第二百二十二条 第一百三十三条（第一項第二号ニを除く。）及び第一百四十四条の規定は、死刑確定者の面会について準用する。この場合において、同条第二項中「一月につき二回」とあるのは、「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

第二百二十三条 第一百三十三条、第一百八条、第二百十条及び第二百一条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面会について準用する。この場合において、第一百三十三条第一項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護士等との面会の場合にあっては、第一号口に限る。）」と、同項第二号二中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、第二百十条第一項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第二百一条中「面会に」とあるのは「面会（弁護士等との面会を除く。）に」と読み替えるものとする。

第六目 各種被収容者

（面会の相手方）

第二百二十四条 刑事施設の長は、各種被収容者に対し、他の者から面会の申出があったときは、第四百八条第三項及び次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

（各種被収容者の面会の立会い等）

第二百二十五条 第十二条、第一百三十三条（第一項第二号ニ及びホを除く。）及び第一百四十四条の規定は、各種被収容者の面会について準用する。この場合において、第十二条第一項中「受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の」とあるのは「その他の」と、第一百四十四条第二項中「一月につき二回」とあるのは「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第三款 信書の発受

第一目 受刑者

（発受を許す信書）

第二百二十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第四百八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

（信書の検査）

第二百二十七条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

い。

一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

（信書の発受の禁止）

第二百二十八条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

（信書の内容による差止め等）

第二百二十九条 刑事施設の長は、第二百二十七条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であってその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

（信書に関する制限）

第三十条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、受刑者が発信を申請する信書の通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により受刑者が発信を申請する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。

(発信に要する費用)

第三百三十一条 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、刑事施設の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第三百三十二条 刑事施設の長は、第二百二十八条、第二百二十九条又は第四百四十八条第三項の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第二百二十九条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

2 刑事施設の長は、第二百二十九条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下この章において「発受禁止信書等」という。）をその者に引き渡すものとする。

4 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受禁止信書等を引き渡すものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、発受禁止信書等の引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。

一 釈放された受刑者が、釈放後に、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

二 受刑者が、第五十四条第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

6 第五十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第二項及び第三項の規定は、受刑者に係る発受禁止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第三百三十二条第四項の申請」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、受刑者の釈放若しくは死亡の日又は受刑者が第五十四条第一項各号のいずれかに該当することとなった日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

(受刑者作成の文書図画)

第三百三十三条 刑事施設の長は、受刑者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第二目 未決拘禁者

(発受を許す信書)

第三百三十四条 刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第四百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

(信書の検査)

第三百三十五条 刑事施設の長は、その指名する職員に、未決拘禁者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 未決拘禁者が弁護人等から受ける信書

二 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書

3 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

(信書の内容による差止め等)

第三百三十六条 第二百九条から第三十三条までの規定は、未決拘禁者が発受する信書について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「第二百七条」とあるのは「第三百三十五条」と、同項第六号中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、同条第二項中「第三号まで」とあるのは「第三号まで又は第六号」と、第三百十条第一項中「申請する信書」とあるのは「申請する信書（弁護人等に対して発するものを除く。）」と、同条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第三百十二条第一項中「第二十八条、第二百九条」とあるのは「第二百九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

(発受を許す信書)

第三百三十七条 刑事施設の長は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者に対し、この目、第四百八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

(信書の発受の禁止等)

第三百三十八条 第二十八条から第三十三条まで及び第三百三十五条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者が発受する信書について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「第二百七条」とあるのは「第三百三十八条において準用する第三百三十五条」と、同項第六号中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、同条第二項中「場合」とあるのは「場合又は信書の発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるものである場合」と、第三百十条第一項中「申請する信書」とあるのは「申請する信書（弁護人等に対して発するものを除く。）」と、第三百十二条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とある

のは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第四目 死刑確定者

（発受を許す信書）

第一百三十九条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第四百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

一 死刑確定者の親族との間で発受する信書

二 婚姻関係の調整，訴訟の遂行，事業の維持その他の死刑確定者の身分上，法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

三 発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書

2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（信書の検査）

第四百十条 刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 第二百七条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

（信書の内容による差止め等）

第四百十一条 第二百九条（第一項第六号を除く。）及び第三百十条から第三百三条までの規定は、死刑確定者が発受する信書について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「第二百七条」とあるのは「第四百十条」と、第三百十条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第三百十二条第一項中「第二百八条，第二百九条」とあるのは「第二百九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

第四百十二条 第二百九条から第三百三条まで、第三百五条第一項及び第二項並びに第一百三十九条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者が発受する信書について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「第二百七条」とあるのは「第四百十二条において準用する第三百五条第一項及び第二項」と、同項第六号中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、同条第二項中「第三号まで」とあるのは「第三号まで又は第六号」と、第三百十条第一項中「申請する信書」とあるのは「申請する信書（弁護人等に対して発するものを除く。）」と、同条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第三百十二条第一項中「第二百八条，第二百九条」とあるのは「第二百九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と、第三百九条第一項中「，この目」とあるのは「，次目」と、「場合」とあるのは「場

合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と読み替えるものとする。

第六目 各種被収容者

(発受を許す信書)

第百四十三条 刑事施設の長は、各種被収容者に対し、この目、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

(信書の検査等)

第百四十四条 第百二十七条、第百二十九条(第一項第六号を除く。)及び第百三十条から第百三十三条までの規定は、各種被収容者が発受する信書について準用する。この場合において、第百二十七条第一項中「受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の」とあるのは「その他の」と、第百三十条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第百三十二条第一項中「第百二十八条、第百二十九条」とあるのは「第百二十九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項(第三号を除く。)」と読み替えるものとする。

第四款 被告人又は被疑者である被収容者の面会及び信書の発受

第百四十五条 被告人又は被疑者である被収容者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。)が弁護士等と面会し、又は弁護士等との間において信書の発受をする場合については、第二款第二目又は前款第二目中の未決拘禁者の弁護士等との面会又は信書の発受に関する規定(第百三十六條において準用する第百二十九条第一項第六号を除く。)の例による。

第五款 電話等による通信

(電話等による通信)

第百四十六条 刑事施設の長は、受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。)に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第百三十一条の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第百四十七条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第百十三條第一項(第一号イを除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第六款 外国語による面会等

第百四十八条 刑事施設の長は、被収容者又はその面会等(面会又は第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させるこ

とができる。

2 刑事施設の長は、被收容者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被收容者にその費用を負担させることができる。

3 被收容者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

3. 少年院在院者 (inmate)

少年院法第91条～第111条*

第九十一条 この章の定めるところにより、在院者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第百六条第一項の通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二節 面会

（面会の相手方）

第九十二条 少年院の長は、在院者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第百九条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 在院者の保護者等

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 在院者の更生保護に関係のある者その他の面会により在院者の改善更生に資すると認められる者

2 少年院の長は、在院者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会の立会い等）

第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 少年院の長は、前項の規定にかかわらず、在院者の次に掲げる者との面会については、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団

体の機関の職員

二 自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時的停止及び終了）

第九十四条 少年院の職員は、次の各号のいずれか（付添人等又は弁護士等との面会の場合にあっては、第一号に限る。）に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時的停止させることができる。この場合においては、面会の一時的停止のため、在院者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 在院者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ 少年院の規律及び秩序を害する行為

二 在院者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によって、少年院の職員が理解できないもの

ロ 犯罪又は非行を助長し、又は誘発するもの

ハ 少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

ニ 在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

ホ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 少年院の長は、前項の規定により面会が一時的停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

（面会に関する制限）

第九十五条 少年院の長は、在院者の面会（付添人等又は弁護士等との面会を除く。）に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

第九十六条 在院者の付添人等又は弁護士等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の少年院の執務時間内とする。

2 前項の面会の相手方の人数は、三人以内とする。

3 少年院の長は、付添人等又は弁護士等から前二項の定めによらない面会の申出がある場合においても、少年院の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。

4 少年院の長は、第一項の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

（宿泊面会）

第九十七条 少年院の長は、在院者に対してその保護者その他相当と認める者との面会を許す場合において、在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向その他の事情を踏まえ、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、在院者を少年院の特に区別した場所に収容し、

同所にその保護者その他相当と認める者を宿泊させる方法により面会させることができる。

第三節 信書の発受

(発受を許す信書)

第九十八条 少年院の長は、在院者に対し、この節、第九十九条第三項又は次章の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

(信書の検査)

第九十九条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 在院者が付添人等又は弁護士等から受ける信書

二 在院者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 在院者が自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

四 在院者が自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。第一百一条第二項において同じ。）との間で発受する信書

3 少年院の長は、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

(信書の発受の禁止)

第一百条 少年院の長は、犯罪性のある者その他在院者が信書を発受することにより、少年院の規律及び秩序を害し、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（在院者の保護者等を除く。）については、在院者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差止め等)

第一百一条 少年院の長は、第九十九条の規定による検査の結果、在院者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によって、少年院の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によって、刑罰法令に触れる行為をすることとなり、又は犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるとき。

三 発受によって、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、在院者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び在院者が弁護士との間で発受する信書であってその在院者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(信書に関する制限)

第一百二条 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、在院者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、在院者が発信を申請する信書（付添人等又は弁護人等に対して発するものを除く。）の通数並びに在院者の信書の発受の方法について、少年院の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により在院者が発信を申請する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。

(発信に要する費用)

第一百三条 信書の発信に要する費用については、在院者が負担することができない場合において、少年院の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第一百四条 少年院の長は、第一百条、第一百一条又は第九十九条第三項の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第一百一条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

2 少年院の長は、第一百一条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 少年院の長は、在院者の出院の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下「発受禁止信書等」という。）をその者又はその親権を行う者等に引き渡すものとする。

4 少年院の長は、在院者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受禁止信書等を引き渡すものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、発受禁止信書等の引渡しにより、少年院の規律及び秩序の維持に支障を生じ、又は在院者の犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより少年院の規律及び秩序の維持に支障を生じ、又は在院者の犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるときも、同様とする。

一 出院した在院者又はその親権を行う者等が、在院者の出院後に、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

二 在院者が第七十六条第一項各号のいずれかに該当する場合において、その在院者又はその親

権を行う者等が、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

6 第七十五条第一項、第七十六条第一項並びに第七十七条第二項及び第三項の規定は、在院者に係る発受禁止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第百四条第四項の申請」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、在院者の出院の日若しくは死亡の日又は在院者が第七十六条第一項各号のいずれかに該当することとなった日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

（在院者作成の文書図画）

第百五条 少年院の長は、在院者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、在院者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第四節 電話等による通信

（電話等による通信）

第百六条 少年院の長は、在院者に対し、その改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき、その他相当と認めるときは、第九十二条第一項各号に掲げる者との間において、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第百三条の規定は、前項の通信について準用する。

第百七条 少年院の長は、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させるものとする。ただし、その通信により、少年院の規律及び秩序の維持を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 第九十四条（第一項第一号イを除く。）の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第五節 雑則

（外部交通の助言又は援助）

第百八条 少年院の長は、在院者が面会し、信書を発し、又は第百六条第一項の通信を行う場合において、その相手方との意思疎通を円滑に行い、良好な関係を築くことができるようにするため必要と認めるときは、在院者に対し、助言又は援助を行うものとする。ただし、在院者が、付添人等若しくは弁護士等その他法務省令で定める者と面会し、又はこれらの者に対して信書を発しようとする場合は、この限りでない。

（外国語による面会等）

第百九条 少年院の長は、在院者又はその面会等（面会又は第百六条第一項の通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その在院者にその費用を負担させることができる。

2 少年院の長は、在院者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その在院者にその費用を負

担させることができる。

3 在院者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

(近親者の葬式への出席等)

第一百十条 少年院の長は、在院者が、その近親者(配偶者及び三親等以内の親族をいう。以下この項において同じ。)の葬式へ出席し、又は負傷若しくは疾病により重態であるその在院者の近親者を訪問することを適当と認めるときは、これを許すことができる。

2 前項の規定による出席又は訪問をするために要する費用のうち、在院者に係る交通費は、在院者の負担とする。ただし、少年院の長は、在院者が貧困のためこれを完納することができないとき、その他相当と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(条約の効力)

第一百一十一条 この章及び次章に規定する面会及び信書の発受に関する事項について条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

4. 少年鑑別所在所者

少年鑑別所法第80条～第108条*

(面会の相手方)

第八十条 少年鑑別所の長は、被観護在所者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第七十七条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法(少年法において準用する場合を含む。次項において同じ。)の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

一 被観護在所者の保護者等

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の被観護在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

2 少年鑑別所の長は、被観護在所者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他面会することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(被観護在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第四号を除く。次条第一項において同じ。)のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

一 面会により、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないとき。

二 面会により、被観護在所者の保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがないとき。

三 面会により、被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがないとき。

四 面会により、被観護在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。

(面会の立会い等)

第八十一条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者の面会(付添人等(付添人又は在所者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。))又は弁護士等との面会を除く。)に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させ

るものとする。ただし、前条第二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 少年鑑別所の長は、前項の規定にかかわらず、被観護在所者の次に掲げる者との面会については、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（面会の一時的停止及び終了）

第八十二条 少年鑑別所の職員は、次の各号のいずれか（付添人等又は弁護人等との面会の場合にあっては、第一号口に限る。）に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時的停止のため、被観護在所者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 被観護在所者又は面会の相手方が次のイ又は口のいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ 少年鑑別所の規律及び秩序を害する行為

二 被観護在所者又は面会の相手方が次のイからトまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によって、少年鑑別所の職員が理解できないもの

ロ 犯罪又は非行を助長し、又は誘発するもの

ハ 少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

ニ 被観護在所者の保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの

ホ 被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれのあるもの

ヘ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

ト 被観護在所者が鑑別対象者である場合において、その鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

2 少年鑑別所の長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

（面会に関する制限）

第八十三条 少年鑑別所の長は、被観護在所者の面会（付添人等又は弁護人等との面会を除く。）に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一日につき一回を下回ってはならない。

第八十四条 被観護在所者の付添人等又は弁護士等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の少年鑑別所の執務時間内とする。

2 前項の面会の相手方の人数は、三人以内とする。

3 少年鑑別所の長は、付添人等又は弁護士等から前二項の定めによらない面会の申出がある場合においても、少年鑑別所の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。

4 少年鑑別所の長は、第一項の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

第二目 未決在所者

(面会の相手方)

第八十五条 少年鑑別所の長は、未決在所者（被観護在所者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、他の者から面会の申出があったときは、次項又は第一百七条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

2 少年鑑別所の長は、犯罪性のある者その他未決在所者が面会することにより、その健全な育成を著しく妨げるおそれがある者（未決在所者の保護者等を除く。）については、未決在所者がその者と面会することを禁止することができる。ただし、付添人等又は弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護のために必要と認められる場合については、この限りでない。

(面会の立会い等)

第八十六条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、未決在所者の面会（付添人等又は弁護士等との面会を除く。）に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

一 面会により、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないとき。

二 面会により、未決在所者の刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがないとき。

三 面会により、未決在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがないとき。

2 少年鑑別所の長は、前項の規定にかかわらず、未決在所者の次に掲げる者との面会については、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果又は未決在所者の刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の一時的停止及び終了等)

第八十七条 第八十二条から第八十四条まで（第八十二条第一項第二号へ及びトを除く。）の規定は、未決在所者の面会について準用する。この場合において、同号二中「保護事件又は刑事事件」とあるのは、「刑事事件」と読み替えるものとする。

第三目 在院中在所者

(面会の相手方)

第八十八条 少年鑑別所の長は、在院中在所者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第七十七条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 在院中在所者の保護者等

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院中在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 在院中在所者の更生保護に関係のある者その他の面会により在院中在所者の改善更生に資すると認められる者

2 少年鑑別所の長は、在院中在所者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他面会することを必要とする事情があり、かつ、次の各号（在院中在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第三号を除く。次条第一項において同じ。）のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。

一 面会により、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないとき。

二 面会により、在院中在所者の改善更生に支障を生ずるおそれがないとき。

三 面会により、在院中在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。

(面会の立会い等)

第八十九条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、在院中在所者の面会（付添人等又は弁護士等との面会を除く。）に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、前条第二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 少年鑑別所の長は、前項の規定にかかわらず、在院中在所者の次に掲げる者との面会については、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が少年鑑別所において受けた観護処遇若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が少年鑑別所において受けた観護処遇若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の一時停止及び終了等)

第九十条 第八十二条から第八十四条まで（第八十二条第一項第二号二を除く。）の規定は、在院中在所者の面会について準用する。この場合において、同号ホ中「健全な育成を著しく妨げる」とあるのは、「改善更生に支障を生ずる」と読み替えるものとする。

第四目 各種在所者

第九十一条 第一目（第八十条第一項ただし書並びに第二項ただし書及び第二号並びに第八十二条第一項第二号二を除く。）の規定は、各種在所者の面会について準用する。この場合において、

第八十一条第一項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項各号（第二号を除く。）」と、同条第二項中「結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果」とあるのは「結果」と読み替えるものとする。

第二款 信書の発受

第一目 被観護在所者

（発受を許す信書）

第九十二条 少年鑑別所の長は、被観護在所者に対し、この目又は第一百七条第三項の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、刑事訴訟法（少年法において準用する場合を含む。）の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

（信書の検査）

第九十三条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 被観護在所者が付添人等又は弁護士等から受ける信書

二 被観護在所者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 被観護在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）から受ける信書

3 少年鑑別所の長は、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

（信書の内容による差止め等）

第九十四条 少年鑑別所の長は、前条の規定による検査の結果、被観護在所者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によって、少年鑑別所の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によって、刑罰法令に触れる行為をすることとなり、又は犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるとき。

三 発受によって、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、被観護在所者の保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

七 発受によって、被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがあるとき。

八 被観護在所者が鑑別対象者である場合において、発受によって、その鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

２ 前項の規定にかかわらず、被観護在所者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び被観護在所者が弁護士との間で発受する信書であってその被観護在所者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

（信書に関する制限）

第九十五条 少年鑑別所の長は、法務省令で定めるところにより、被観護在所者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、被観護在所者が発信を申請する信書（付添人等又は弁護士等に対して発するものを除く。）の通数並びに被観護在所者の信書の発受の方法について、少年鑑別所の管理運営上必要な制限をすることができる。

２ 前項の規定により被観護在所者が発信を申請する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一日につき一通を下回ってはならない。

（発信に要する費用）

第九十六条 信書の発信に要する費用については、被観護在所者が負担することができない場合において、少年鑑別所の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（発受を禁止した信書等の取扱い）

第九十七条 少年鑑別所の長は、第九十四条又は第一百七条第三項の規定により信書の発受を差し止め、又は禁止した場合にはその信書を、第九十四条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

２ 少年鑑別所の長は、第九十四条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

３ 少年鑑別所の長は、被観護在所者の退所の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下「発受禁止信書等」という。）をその者又はその親権を行う者等に引き渡すものとする。

４ 少年鑑別所の長は、被観護在所者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受禁止信書等を引き渡すものとする。

５ 前二項の規定にかかわらず、発受禁止信書等の引渡しにより少年鑑別所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより少年鑑別所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。

一 退所した被観護在所者又はその親権を行う者等が、被観護在所者の退所後に、発受禁止信書

等の引渡しを求めたとき。

二 被観護在所者が第六十三条第一項各号のいずれかに該当する場合において、その被観護在所者又はその親権を行う者等が、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

6 第六十二条第一項、第六十三条第一項並びに第六十四条第二項及び第三項の規定は、被観護在所者に係る発受禁止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第九十七条第四項の申請」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、被観護在所者の退所若しくは死亡の日又は被観護在所者が第六十三条第一項各号のいずれかに該当することとなった日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

（被観護在所者作成の文書図画）

第九十八条 少年鑑別所の長は、被観護在所者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、被観護在所者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第二目 未決在所者

第九十九条 前目（第九十四条第一項第八号を除く。）の規定は、未決在所者（被観護在所者としての地位を有するものを除く。）が発受する信書について準用する。この場合において、第九十二条ただし書中「刑事訴訟法（少年法において準用する場合を含む。）」とあるのは「刑事訴訟法」と、第九十三条第二項ただし書及び第三項中「保護事件若しくは刑事事件」とあり、並びに第九十四条第一項第六号中「保護事件又は刑事事件」とあるのは「刑事事件」と、第九十三条第二項第三号中「観護処遇又は鑑別」とあるのは「観護処遇」と読み替えるものとする。

第三目 在院中在所者

（発受を許す信書）

第一百条 少年鑑別所の長は、在院中在所者に対し、この目又は第一百七条第三項の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

（信書の検査）

第一百一条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、在院中在所者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 在院中在所者が付添人等又は弁護人等から受ける信書

二 在院中在所者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 在院中在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が少年鑑別所において受けた観護処遇若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

四 在院中在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が少年鑑別所において受けた

観護処遇若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書

3 少年鑑別所の長は、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院中在所者の改善更生に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

（信書の発受の禁止）

第一百二条 少年鑑別所の長は、犯罪性のある者その他在院中在所者が信書を発受することにより、少年鑑別所の規律及び秩序を害し、又は在院中在所者の改善更生に支障を生ずるおそれがある者（在院中在所者の保護者等を除く。）については、在院中在所者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院中在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

（信書の内容による差止め等）

第一百三条 第九十四条から第九十八条まで（第九十四条第一項第六号を除く。）の規定は、在院中在所者が発受する信書について準用する。この場合において、同項中「前条」とあるのは「第一百一条」と、同項第七号中「健全な育成を著しく妨げる」とあるのは「改善更生に支障を生ずる」と、第九十四条第二項中「第三号まで又は第六号」とあるのは「第三号まで」と、第九十七条第一項中「又は第一百七条第三項」とあるのは「第一百二条又は第一百七条第三項」と、同条第五項中「生ずる」とあるのは「生じ、又は在院中在所者の犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発する」と読み替えるものとする。

第四目 各種在所者

第一百四条 第九十二条本文、第九十四条から第九十八条まで（第九十四条第一項第六号を除く。）及び第一百一条の規定は、各種在所者が発受する信書について準用する。この場合において、同項中「前条」とあるのは「第一百四条において準用する第一百一条」と、第九十四条第二項中「第三号まで又は第六号」とあるのは「第三号まで」と、第一百一条第二項第三号及び第四号中「若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇」とあるのは「又は鑑別」と、同条第三項中「結果を生じ、又は在院中在所者の改善更生に支障」とあるのは「結果」と読み替えるものとする。

第三款 電話等による通信

（電話等による通信）

第一百五条 少年鑑別所の長は、在院中在所者に対し、その改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき、その他相当と認めるときは、第八十八条第一項各号に掲げる者との間において、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第九十六条の規定は、前項の通信について準用する。

（通信の確認等）

第一百六条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させるものとする。ただし、次の各号（在院中在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認めるときは、こ

の限りでない。

- 一 通信により，少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないとき。
- 二 通信により，在院中在所者の改善更生に支障を生ずるおそれがないとき。
- 三 通信により，在院中在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。

2 第八十二条（第一項第一号イ及び第二号ニを除く。）の規定は，在院中在所者による前条第一項の通信について準用する。この場合において，同号ホ中「健全な育成を著しく妨げる」とあるのは，「改善更生に支障を生ずる」と読み替えるものとする。

第四款 雑則

（外国語による面会等）

第一百七条 少年鑑別所の長は，在所者又はその面会等（面会又は第二百五条第一項の通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には，外国語による面会等を許すものとする。この場合において，発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは，法務省令で定めるところにより，その在所者にその費用を負担させることができる。

2 少年鑑別所の長は，在所者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には，外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において，信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは，法務省令で定めるところにより，その在所者にその費用を負担させることができる。

3 在所者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは，その面会等又は信書の発受を許さない。

（条約の効力）

第一百八条 この節に規定する面会及び信書の発受に関する事項について条約に別段の定めがあるときは，その規定による。

5. 婦人補導院在院者

婦人補導院法第8条

（面会及び通信）

第八条 婦人補導院の長は，在院者の更生が妨げられ，又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認めるときは，在院者の面会について，これを制限し，又は禁止し，及び通信について，その更生の妨げとなり，又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

2 婦人補導院の長は，在院者の発受する通信によつてその更生が妨げられ，又は婦人補導院の保安上支障が生ずるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合でなければ，当該通信の内容を検査してはならない。

6. 退去強制手続

出入国管理及び難民認定法第61条の7

（被收容者の処遇）

第六十一条の七 入国者收容所又は收容場（以下「入国者收容所等」という。）に收容されている

者（以下「被收容者」という。）には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2 被收容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被收容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者收容所等の設備は、衛生的でなければならない。

4 入国者收容所長又は地方入国管理局長（以下「入国者收容所長等」という。）は、入国者收容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被收容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

5 入国者收容所長等は、入国者收容所等の保安上必要があると認めるときは、被收容者の発受する通信を検査し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6 前各項に規定するものを除く外、被收容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

被收容者処遇規則第33条、第34条、第37条

（領事官等との面会）

第三十三条 所長等は、被收容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。

一 被收容者の国籍又は市民権の属する国の領事官

二 被收容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

2 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について必要な事項を指定することができる。

（領事官等以外の者との面会）

第三十四条 所長等は、被收容者に対し、前条に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合には、その氏名、被收容者との関係及び面会の理由等を聴取し、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の面会について準用する。

3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わさなければならない。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 入国警備官は、被收容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させることができる。

5 入国警備官は、前項の規定により面会を中止させたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

（通信文の発受）

第三十七条 所長等は、被收容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に收容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、当該被收容者にその旨を告げてその部分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。

2 所長等は、被收容者の受信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に收容所

等の保安上支障があると認める部分があるときは、その部分を削除し、又はまつ消して当該被収容者に交付するものとする。この場合において、交付することが適当でないとき、これを領置するものとする。

3 第十一条第一項の規定は、前二項の規定により領置した通信文について準用する。

【別添14】拘禁の事実・場所を知らされることの保障に関する国内法令

1. 刑事手続

勾留された場合には弁護人に対し、弁護人がいなければ被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨（勾留した裁判所名、勾留場所等の情報を含む）の通知がなされる（刑事訴訟法第79条、第207条第1項、刑事訴訟規則第79条、事件事務規程第35条）。

<刑事訴訟法>

第七十九条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人によるその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

<刑事訴訟規則>

（勾留の通知）

第七十九条 被告人を勾留した場合において被告人に弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、被告人の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

<事件事務規定>

第35条 被疑者を移送したときは、検察官は、移送通知書…により刑事訴訟規則…第80条第2項に定める裁判所及び弁護人等に対して速やかに通知する。

2. 刑事施設の被収容者

なし（刑事施設においては、被収容者に対して、収容された事実を親族に連絡することを促している。）

3. 少年院在院者

<少年院法第22条*>

（入院の通知）

第二十二條 少年院の長は、在院者がその少年院に入院したときは、速やかに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

4. 少年鑑別所在所者

<少年鑑別所法第25条*>

(入所の通知)

第二十五条 少年鑑別所の長は、被観護在所者、未決在所者その他法務省令で定める在所者がその少年鑑別所に入所したときは、速やかに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

5. 入管法に基づく収容手続

なし（ただし、入国管理局においては、被収容者自身が面会（被収容者処遇規則第33条、第34条）や信書の発信（同規則第37条）によって、収容の事実・場所を外部の者に伝えることが可能である。）

<被収容者処遇規則>

(領事官等との面会)

第三十三条 所長等は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。

一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官
二 被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

2 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について必要な事項を指定することができる。

(領事官等以外の者との面会)

第三十四条 所長等は、被収容者に対し、前条に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合には、その氏名、被収容者との関係及び面会の理由等を聴取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の面会について準用する。

3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わさなければならない。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 入国警備官は、被収容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させることができる。

5 入国警備官は、前項の規定により面会を中止させたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

(通信文の発受)

第三十七条 所長等は、被収容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、当該被収容者にその旨を告げてその部分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。

2 所長等は、被収容者の受信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、その部分を削除し、又はまつ消して当該被収容者に交付するものとする。この場合において、交付することが適当でないとき、これを領置するものとする。

3 第十一条第一項の規定は、前二項の規定により領置した通信文について準用する。

【別添 15】領事当局と連絡を取る権利に関する国内法令

1. 領事関係に関するウィーン条約の発効と同条約締約国との間における領事関係についてウィーン条約第36条の規定を踏まえ、ウィーン条約締約国の国民を拘束した場合には、領事機関への通報を要請するか否かを確認し、要請があれば、領事機関に対し、拘束の年月日時、氏名、罪名、拘束の場所等を通報することとされている。また、接見禁止等の裁判を請求するに際しては、領事官については、接見等を禁じる相手から除外することとされている。

2. 矯正施設における領事当局との連絡

領事関係条約に基づく領事機関等への通報については、拘束開始時において、警察官、裁判官等がこれを行うことにより条約上の義務は履行されるものと解されるが、通達（平成19年矯成第3334号）において、外国人被収容者と領事機関等との外部交通等の便宜を考慮し、矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院）においても、外国人被収容者を収容した場合（他施設から移送を受けた場合を含む。）において、本人が希望するときは、領事機関等へ通報している。

3. 入管法に基づく収容手続：被収容者処遇規則第33条、平成14年2月26日付け法務省管警第55号「領事官通報と領事条約等に関係する事務処理について（通達）」（領事官通報、領事官の面接、領事機関宛ての通信等に関する通達）

【別添 16】留置施設において連絡を取り訪問を受けることの保障に関する主な国内法令

1. 被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）*

第8条 留置業務管理者は、被留置者から申出があった場合には、その家族又はこれに代わるべき者に当該被留置者を留置している旨を通知しなければならない。ただし、捜査上特に支障のある場合は、この限りでない。

第15条 留置担当官は、被留置者からその処遇又は弁護人の選任等につき申出があったときは、直ちに留置主任官に報告し、必要な措置が執られるようにしなければならない。

2. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）（以下「刑事収容施設法」という。）

第216条 留置業務管理者は、被留置受刑者以外の被留置者に対し、他の者から面会の申出があったときは、第228条第3項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、その被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されないときは、この限りでない。

第 217 条 留置業務管理者は、被留置受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第 228 条第 3 項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 被留置受刑者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 被留置受刑者の更生保護に関係のある者、被留置受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により被留置受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 留置業務管理者は、被留置受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、留置施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又はその被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 221 条 留置業務管理者は、被留置者に対し、この款又は第 228 条第 3 項の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、その被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されないときは、この限りでない。

第 228 条

第 1 項 留置業務管理者は、被留置者又はその面会の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会を許すものとする。この場合において、発言の内容を確認するため通訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、その被留置者にその費用を負担させることができる。

第 2 項 留置業務管理者は、被留置者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合、その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、その被留置者にその費用を負担させることができる。

第 3 項 被留置者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を許さない。

【別添 17】武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）（抄）

（利益保護国代表等による面会）

第八十条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、これを許可するものとする。この場合において、捕虜収容所の職員による立会いは、行わない。

一 利益保護国代表

二 指定赤十字国際機関の代表

三 被収容者の刑事事件における弁護士

2 捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜

収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

（その他の者との面会）

第八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2 前項の面会には、面会の相手方の用務の処理の目的に反しない限り、捕虜収容所の職員による立会いを行うものとする。

3 面会の立会いに当たる捕虜収容所の職員は、被収容者又は面会の相手方が面会の許可に係る用務の処理のために必要な範囲を明らかに逸脱する行為又は発言を行ったときは、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、面会の場所から被収容者又は面会の相手方を退出させることその他必要な処置をとることができる。

4 捕虜収容所長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

（面会の停止等）

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態又は存立危機事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の面会の制限又は停止の必要がなくなつたと認めるときは、捕虜収容所長に対し、直ちに、当該面会の制限又は停止の解除を命じなければならない。

（信書の発受）

第八十三条 被収容者については、この節の規定によるもののほか、信書を発し、又はこれを受けることを差し止め、又は制限することができない。

（信書に関する制限）

第八十四条 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領及び通数並びに被収容者の信書の発受の方法について、抑留業務の円滑な実施のため必要な制限をすることができる。ただし、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国若しくは地方公共団体の機関、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体に対して発する信書であつて、第三条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、被収容者が発する信書の通数を制限するときは、当該通数は、毎月、第三条約第七十一条第一項に規定する手紙に相当するものとして防衛省令で定めるものにあつては二通、同項に規定する葉書に相当するものとして防衛省令で定めるものにあつては四通を下回ることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、宗教要員等が第四十二条の規定により被収容者の宗教上の行為

を補助し、又は宗教上の儀式行事を行うために必要な宗教団体に対して発する信書については、抑留業務の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、その通数についての制限をすることができない。

(信書の検査)

第八十五条 捕虜収容所長は、被収容者が発する信書及び受ける信書について、その内容の検査を行うときは、速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被収容者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書については、その旨を確認するため必要な限度において、これを検査するものとする。

(信書の内容による差止め等)

第八十六条 捕虜収容所長は、前条第一項の検査の結果、被収容者が発する信書又は受ける信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。

一 暗号の使用その他の理由によって、その内容が理解できないものであるとき。

二 その発信又は受信によって、我が国の防衛上支障を生ずるおそれがあるとき。

三 その発信又は受信によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

四 その発信又は受信によって、逃走その他被収容者の取扱いに際しての規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

五 被収容者の処遇その他被収容者の取扱いの状況に関し、明らかに虚偽の記述があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、被収容者が利益保護国又は指定赤十字国際機関との間で発受する信書であって、第三条約又は第一追加議定書の規定によるそれらの権限に属する事項を含むものについては、当該事項に係る部分の全部又は一部が同項第五号に該当することを理由としては、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができない。

3 第一項の規定にかかわらず、被収容者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び被収容者が弁護士との間で発受する信書であってその被収容者に係る弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、これらの事項に係る部分の全部又は一部が第一項第五号に該当することを理由としては、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができない。

4 第一項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であって第三条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代表、捕虜代表補助者、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体の権限に属する事項を含むものについては、その発信又は受信を差し止めることができない。

5 第一項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助

者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であって第三条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代表、捕虜代表補助者、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体の権限に属する事項を含むものについては、これらの事項に係る部分の全部又は一部が同項第五号に該当することを理由としては、その該当箇所を削除し、又は抹消することができない。

(被收容者が発する電信等)

第八十七条 捕虜收容所長は、被收容者が信書によってはその配偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合その他の防衛省令で定める場合には、電信その他防衛省令で定める電気通信役務を利用して行う通信（以下「電信等」という。）を被收容者が発することを許可することができる。

2 捕虜收容所長は、防衛省令で定めるところにより、被收容者が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について、抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができる。

3 第八十五条第一項及び前条第一項の規定は、被收容者が発する電信等について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国若しくは地方公共団体の機関、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体に対して発する電信等であって、第三条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、信書とみなして、第八十三条から前条までの規定を適用する。

(被收容者が受ける電信等)

第八十八条 被收容者が受ける電信等については、被收容者が受ける信書とみなして、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条及び第八十六条の規定を適用する。

(捕虜收容所長に対する苦情の申出)

第九十条 被收容者は、自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、捕虜收容所長に対し、口頭又は書面で、苦情の申出をすることができる。

問20 (d)

【別添18】表

【別添19】関連条文

1. 被留置者の留置に関する規則*

第7条

留置担当官は、被留置者を留置施設に入れる場合には、その都度、その者の身体につき外傷その他の異常がないかどうかを確認し、異常を発見したときは、その状況、原因等を詳細に記録しておかなければならない。

2. 刑事收容施設法

第18条

警察本部長は、都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあっては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）の定めるところにより、この法律の適正な施

行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各留置施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

第19条

警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

問20 (e)

【別添20】監査に関する関連条文

1. 刑事収容施設法*

第5条

「法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年1回以上、これに実地監査を行わせなければならない。」

2. 婦人補導院法

第20条

「法務大臣は、少くとも1年に1回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。」

3. 少年院法*

第6条

「法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各少年院について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。」

4. 少年鑑別所法*

第5条

「法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各少年鑑別所について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。」

【別添21】刑事収容施設法（第6条、第11条、第12条、第18条～第24条）

（意見聴取）

第六条 刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならない。

（裁判官及び検察官の巡視）

第十一条 裁判官及び検察官は、刑事施設を巡視することができる。

（参観）

第十二条 刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。

（実地監査）

第十八条 警察本部長は、都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあっては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）の定めるところにより、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各留置施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

（巡察）

第十九条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

（留置施設視察委員会）

第二十条 警察本部に、留置施設視察委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、その置かれた警察本部に係る都道府県警察の管轄区域内にある留置施設（道警察本部にあってはその所在地を包括する方面の区域内にある留置施設、方面本部にあっては当該方面の区域内にある留置施設）を視察し、その運営に関し、留置業務管理者に対して意見を述べるものとする。

（組織等）

第二十一条 委員会の委員（以下この条及び次条第二項において「委員」という。）は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者の中から、公安委員会が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員又は委員であった者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。

（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第二十二条 留置業務管理者は、留置施設の運営の状況（第百九十条第一項又は第二百八条第一項の規定による措置に関する事項を含む。）について、公安委員会の定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、留置施設の運営の状況を把握するため、委員による留置施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 留置業務管理者は、前項の視察及び被留置者との面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第二百二十二条の規定にかかわらず、被留置者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。

（委員会の意見等の公表）

第二十三条 警察本部長は、毎年、委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（刑事施設に関する規定の準用）

第二十四条 第六条、第十一条及び第十二条の規定は、留置施設について準用する。この場合において、第六条及び第十二条中「刑事施設の長」とあるのは、「留置業務管理者」と読み替えるも

のとする。

問 2 1

【別添 2 2】 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）

第 239 条 留置業務管理者は、被留置者が死亡した場合には、内閣府令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受禁止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

問 2 3

【別添 2 3】 刑事収容施設法（第 1 条及び第 1 6 条第 2 項）

第 1 条 この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

第 16 条

第 2 項 留置施設に係る留置業務に従事する警察官（以下「留置担当官」という。）には、被留置者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被留置者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

問 2 4

【別添 2 4】 関連条文

1. 刑事訴訟法

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

2. 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

3. 民法

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第七百十条 他人の身体，自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず，前条の規定により損害賠償の責任を負う者は，財産以外の損害に対しても，その賠償をしなければならない。

4. 民事訴訟法

以下URLを参照。

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?re=01&dn=1&x=0&y=0&co=1&ia=03&yo=&gn=&sy=&ht=&no=&bu=&ta=&ky=%E6%B0%91%E4%BA%8B%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E6%B3%95&page=60>

5. 国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が，その職務を行うについて，故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは，国又は公共団体が，これを賠償する責に任ずる。

6. 民事執行法

以下URLを参照。

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?re=01&dn=1&x=0&y=0&co=1&ia=03&yo=&gn=&sy=&ht=&no=&bu=&ta=&ky=%E6%B0%91%E4%BA%8B%E5%9F%B7%E8%A1%8C%E6%B3%95&page=31>

7. 刑法

第二百二十条 不法に人を逮捕し，又は監禁した者は，三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十一条 前条の罪を犯し，よつて人を死傷させた者は，傷害の罪と比較して，重い刑により処断する。

第二百二十四条 未成年者を略取し，又は誘拐した者は，三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十五条 営利，わいせつ，結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，人を略取し，又は誘拐した者は，一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で，人を略取し，又は誘拐した者は，無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて，その財物を交付させ，又はこれを要求する行為をしたときも，前項と同様とする。

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で，人を略取し，又は誘拐した者は，二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六条の二 人を買ひ受けた者は，三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買ひ受けた者は，三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利，わいせつ，結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，人を買ひ受けた者は，一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も，前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

【別添25】本条約第25条(b)に関する法定刑

1. 公文書偽造等（刑法第155条）、虚偽公文書作成（刑法第156条）

下限：罰金1万円 懲役1月

上限：罰金20万円 懲役10年

2. 公正証書原本不実記載等（刑法第157条）

下限：罰金1万円 懲役1月

上限：罰金50万円 懲役5年

3. 私文書偽造等（刑法第159条）

下限：罰金1万円 懲役3月

上限：罰金10万円 懲役5年

4. 電磁的記録不正作出及び供用（刑法第161条の2）

下限：罰金1万円 懲役1月

上限：罰金100万円 懲役10年

5. 公用文書等毀棄（刑法第258条）

下限：懲役3月

上限：懲役7年

6. 私用文書等毀棄（刑法第259条）

下限：懲役1月

上限：懲役5年